

各地区総合支所
まちづくり課

かまどベンチの活用について

1 経緯

区は「港にぎわい公園づくり基本方針」（平成28年3月）に基づき、防災機能の強化に向け、区立公園、児童遊園、緑地及び遊び場において、かまどベンチ等の防災施設の設置を進めています。

災害発生時にこれらの防災施設が有効に活用されるためには、地域の方々に日頃から体験していただくことが重要です。

そのため、かまどベンチの利用方法を定め、地域の防災活動の機会を捉えた、かまどベンチの活用を進めます。

2 概要

かまどベンチの活用にあたっては、各地区総合支所で同様の手続きとなるよう、利用に関する要領を定めます。

(1) 対象団体

区内で活動する次に掲げる団体を対象とします。

- ① 町会、自治会、防災協議会
- ② 学校（港区内の小学校、中学校、高等学校、大学等をいう。）
- ③ 公園等の指定管理を行う事業所
- ④ 区と協働で事業を実施する事業所等
- ⑤ その他区長が認める団体

(2) 対象活動

防災に関する内容を主として実施する活動を対象とします。

(3) 利用方法

対象となる区立公園等を管理する各地区総合支所まちづくり課に事前に利用届出書を提出することとします。

3 今後の予定

令和元年9月上旬 地元町会・自治会等に概要説明
令和元年10月 要領に基づく運用の開始